

市民事業寄付制度 審査要項

(目的)

第1条 この審査要項は、生活クラブ生活協同組合が行う市民事業寄付制度の審査に必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は、原則非公開で行う。

2 審査は、寄付希望団体個人申込書、定款、運営規約、収支状況、団体案内書等、活動計画・予算書に基づく一次審査、および必要に応じてヒヤリングによる二次審査により行う。

(審査項目)

第3条 審査基準は次にあげる各項目とする。

(1) 目的内容

①社会性・地域性

団体の活動が十分な社会性を有したものであるか。地域のニーズや実情を反映できているか。

②新規性・先駆性

新たな取り組みや視点等の新規性・先駆性が見られているか。

③期待される成果

事業による現実的な成果目標が明確に認識されているか。

④確実性

実施スケジュールおよび費用の支出予定が、規模等の事業計画が明確に示されているか。

⑤自主性

自主的な事業か。

(2) 団体、個人に関する内容

⑥組織・活動状況

事業を実施するための規模や能力が備わっているか。

⑦活動が団体の発展に役立つこと

団体の発展や継続的な展望が見込めるか。

⑧熱意

地域課題を見据えて自らが実践するという気概にあふれているか。

⑨実現可能性

課題解決に向けて論理的に整理されているか。

(判定方法)

第4条 審査会で審査項目ごとに審査し、選定する。